

豊橋市監査公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年7月21日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	古関充宏
同	川原元則



令和4年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
福祉部	障害福祉課	04-19	指摘事項	障害者福祉会館指定管理業務において、仕様書で年2回行うとされている床清掃の2回目を翌年度の4月に実施している事例が見受けられたので、会計年度内に仕様書のとおり適正に業務を実施するよう指定管理者を指導されたい。	令和4年12月6日の連絡調整会議にて、仕様書に記載のとおり床清掃を年2回適切に実施するよう指定管理者を指導するとともに、実施時期について指定管理者と協議し、令和4年度以降は9月・3月の年2回実施することとした。 また、同日、指定管理者から提出される実績報告書の確認を適切に行っていくよう関係職員に周知を行った。	R5.5.31
産業部	農業支援課	04-23	意見	本市に事務局がある豊橋地域畜産クラスター協議会において、一者随意契約の根拠を協議会会計処理規程とすべきところ、随意契約に係る規定を定めていないため地方自治法施行令に準ずるとしていた。令和2年度の定例監査において、所管する他の協議会の事務処理について同様の意見が示されていることを踏まえ、今一度、各協議会の事務処理規程等を確認し、協議会等における事務処理手続きマニュアルに基づき規定を整備するなど、適切な事務処理に努められたい。 また、本市に事務局がある豊橋市担い手育成総合支援協議会の事務処理において、精算手続がされていない事例や支出に係る書類に記載漏れなどの不備事例が散見された。事務処理に当たっては、必要な手続を確認するとともに、書類の確認体制の強化を図るなど適切な事務処理に努められたい。	豊橋地域畜産クラスター協議会にあつては、令和5年4月27日に開催した総会で、協議会会計処理規程に一者随意契約に関する条項を定めるとともに、同規定に基づき事務処理を行うよう周知した。 また、豊橋市担い手育成総合支援協議会事務局に対しては、今回指摘のあった内容を令和5年4月に共有するとともに、事務処理規程を再度確認の上、このような不備が再度発生しないよう事務処理に厳正を期すよう指導した。	R5.5.14
建設部	土木管理課	04-19	意見	牛川渡船運航委託業務の仕様書において、「渡船運航にあたり、次の各号に掲げる点検等を行い、危険防止に努めること。」とあるが詳細な点検項目が示されていないかつたので、安全運航が確保されるよう仕様書を見直すなど適切な事務処理に努められたい。 また、緊急時における対応マニュアルが整備されていないので、利用者の安全確保の観点から整備するよう努められたい。	令和5年4月13日付けの契約(契約期間：令和5年5月1日から令和6年4月30日)の仕様書では、点検表を添付した上で詳細な点検項目を示した。また、令和5年5月1日付けにて、緊急時の対応を記した牛川の渡船に係る安全管理規程等を施行し、受託者はこれらを遵守することとしている。	R5.5.25
市民病院	管理課	04-24	指摘事項	保守委託契約において、公印の管守者に使用の承認を得ずに市長印を押印している事例が散見された。平成30年度定例監査で同様の指摘を受けているにもかかわらず、十分な措置が講じられていないので、公印使用のルール徹底や公印使用時の確認体制の強化を図られたい。	指摘を受け直ちに、公印の管守者に使用承認を得る措置を講じた。 また、令和5年3月に事務局内で会計事務研修を行い、公印使用に関するルールを再度周知したほか、起案担当者と管守者とが承認を得なければならない件数や書類を相互に確認し、漏れのないような措置を講じることとした。	R5.5.18
		04-24	指摘事項	保守委託契約において、個人情報を取り扱う業務ではないが、個人情報取扱特記事項を規定している契約が散見された。平成30年度定例監査で同様の指摘を受けているにもかかわらず、十分な措置が講じられていないので、適正な事務処理をされたい。	個人情報を取り扱わない保守委託契約について、契約約款の規定及び個人情報取扱特記事項を削除する変更契約を令和5年1月に行った。 また、前回の不備事例等を含め適正な事務処理を徹底するため、令和5年3月に事務局内で会計事務研修会を実施したほか、複数の職員で規定の要否や添付書類の有無を確実にチェックする措置を講じることとした。	R5.5.18

令和4年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
市民病院	管理課	04-24	意見	契約事務において、仕様書に内容を誤って記載している事例や業務内容が記載されていない請書を受領している事例が見受けられた。適正な契約の履行がされないおそれがあるので、書類の確認体制を見直すなど、適切な事務処理に努められたい。	指摘を受け直ちに、契約書の仕様書を正しいものに修正するとともに、請書については、事務内容が記載されたものを改めて提出させ受領した。 また、令和5年3月の会計事務研修会において、不備事例を共有するとともに、複数の職員が書類チェックをするよう確認の徹底を図った。	R5.5.18
		04-24	意見	西病棟外壁改修等工事監理業務において、受託者から提出された業務計画書には直接仮設の仮囲い設置完了時及び外部足場設置完了時に現地確認を行うとされていたが、これらの現地確認が行われていなかった。受託者から提出された業務計画書に記載されている内容に基づいた工事監理により、適正な工事施工が担保されるよう受託者指導に努められたい。	仮囲い及び外部足場が適正に設置されていることを受託者に令和5年1月に確認させ、実施記録を記載した工事監理報告書を令和5年2月に受領した。また、業務計画書に基づいた適切な工事監理を確実に行うよう、受託者を指導した。 今後も、業務内容の履行確認の徹底及び適正な工事施工について受託者に対する指導を行うよう、令和5年3月の会計事務研修会などで周知を図った。	R5.5.18

令和3年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	公表 番号	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
教育部	保健給食課	3-18	意見	<p>東部共同調理場の除害施設保守管理委託業務及び市立学校児童生徒心電図検査等業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約をしているが、理由書の記載が不十分かつ抽象的であるため、履行可能な者が一者に特定される場合には、その根拠を整理し、理由書に具体的に記載するよう努められたい。</p>	<p>令和4年度から一者随意契約理由書に、特定の者でなければ役務を提供することができない点（除害施設保守管理委託業務については、専門的なノウハウの下で除害施設を製造・設置した業者のみが、その構造やシステム等を細部にわたり熟知し、適切な保守点検により設備の安定稼働を維持できる唯一の業者であること、市立学校児童生徒心電図検査等業務については、測定（小学校）から読解まで短期間で迅速に行い、心臓専門医からなる判定委員会による読解ができる唯一の業者であること、中学校に関しては、豊橋市医師会以外で、市内でこの種の検診が短期間で実施可能な唯一の業者であること）を具体的に記載した。</p>	R5.7.14
		3-18	意見	<p>学校環境衛生検査のダニアレルギー検査において、清掃方法等の改善が必要とされる結果となった場合、学校薬剤師の指導の下、改善を行うこととしているが、改善したことの確認がされていないため、再検査をするなど適切な管理に努められたい。</p>	<p>判定結果から清掃方法等の改善が必要とされた箇所について、令和4年度から改善後に再度検査を実施して改善確認を行うようにした。</p>	R5.7.14